

防整技第5044号  
令和2年3月30日

陸上幕僚監部監理部会計課長  
陸上幕僚監部防衛部施設課長  
海上幕僚監部総務部経理課長  
海上幕僚監部防衛部施設課長 殿  
航空幕僚監部総務部会計課長  
航空幕僚監部防衛部施設課長  
東北防衛局総務部長  
東北防衛局調達部長

整備計画局施設技術管理官  
(公 印 省 略)

東日本大震災の被災地における建設工事請負契約書第27条第5項の  
運用の簡素化の試行について（通知）

標記について、建設工事請負契約書（建設工事請負契約書について（防整施（事）第146号。28. 3. 31）の別冊第1及び別冊第2）第27条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）の運用については、建設工事請負契約書の運用基準について（防整施第6916号。28. 3. 31。以下「運用基準」という。））、建設工事請負契約書第27条第5項の適用に係る細部事項について（防整技第5040号。令和2年3月30日。以下「適用通知」という。））、建設工事請負契約書第27条第5項の運用の拡充について（防整技第5042号。令和2年3月30日）及び請負代金額の減額変更を請求する場合における建設工事請負契約書第27条第5項の取扱いについて（防整技第5043号。令和2年3月30日。以下「減額通知」という。）に定めたところであるが、東日本大震災で特に被害の大きかった岩手県、宮城県及び福島県の3県内における主要な工事材料の価格の著しい変動に対処するため、当該県内で実施されている工事の請負契約で単品スライド条項に基づき請負代金額の変更を行う場合については、手続を迅速に行うことを目的に、運用基準に加え、別紙のとおり適用通知及び減額通知を読み替えること等による試行を行うこととし、今後実施状況を踏まえながら、所要の改善等を図ってい

くこととしたので通知する。

なお、令和２年３月３１日までに契約を締結したものについては、従前の例による。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官、地方協力局施設管理課長、統合幕僚監部総務部総務課長、防衛監察本部総務課長

東日本大震災の被災地における建設工事請負契約書第27条第5項の  
運用の簡素化の試行について

- 1 適用通知別紙中、第2項第2号及び第3号については適用しない。
- 2 適用通知別紙中、第3項第1号を次のとおり読み替えるものとし、同項第2号については適用しない。
  - (1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価（ $p'$ ）は、工事進行状況報告書等の発注者が有する情報に基づき、出来形部分の増加を確認できた月の実勢価格（複数の月で出来形部分の増加を確認できた場合にあっては、当該月ごとの実勢価格をそれぞれの月の出来形部分の増加量で加重平均した価格）とする。ただし、部分的に出来形部分の増加を確認することが極めて困難な場合は、全体の出来形部分の増加を確認できた月の実勢価格とすることができる。
- 3 適用通知別紙中、第4項第1号④及び第5項については適用しない。
- 4 減額通知別紙中、第2項第2号及び第3号については適用しない。
- 5 減額通知別紙中、第3項第1号を次のとおり読み替えるものとし、同項第2号については適用しない。
  - (1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価（ $p'$ ）は、工事進行状況報告書等の発注者が有する情報に基づき、出来形部分の増加を確認できた月の実勢価格（複数の月で出来形部分の増加を確認できた場合にあっては、当該月ごとの実勢価格をそれぞれの月の出来形部分の増加量で加重平均した価格）とする。ただし、部分的に出来形部分の増加を確認することが極めて困難な場合は、全体の出来形部分の増加を確認できた月の実勢価格とすることができる。
- 6 減額通知別紙中、第5項は適用しない。